

財産分与関係の要提出資料

開示対象財産

別居日時点で存在していた夫婦・子名義の資産・負債のうち、自己が管理しているもの

最初に開示する必要がある典型的な資料

1 不動産

- 不動産登記事項証明書
- 直近の固定資産税の納付に関する書類（評価額の記載のあるもの）

2 自動車

- 車検証
- 同じ車種・型式・初年度登録の中古車市場における現在の買取価格の分かる資料（見積もり書、レッドブックの該当頁の写し等）

3 預貯金

- 預貯金通帳の写し
- ※ 名義・口座番号の記載頁と別居日時点での残高の記載された頁は必須

4 生命保険の解約返戻金

- 保険証券
- 別居日時点で生命保険契約を解約したと仮定した場合に保険会社から支払われたであろう保険金の額が分かる保険会社作成の書類

5 有価証券

- 有価証券の写し
- 有価証券の銘柄、数の分かる証券会社等の作成書類
- 現時点での有価証券の価格が分かる資料（上場会社の場合にはインターネットで株価等を検索した頁の写し等）

6 退職金

- 別居日時点で自己都合退職したと仮定した場合には稼働先の会社から支払われることとなる退職金の額を算定した同社の担当部署の作成書類
- 稼働先の会社の退職金規定
- 稼働先の会社の退職金規定の適用に当たって必要な情報（勤続年数や職位等）が記載された会社の作成書類

7 負債

- 別居日時点での住宅ローンの残高の分かる金融機関作成の書面
- 別居日時点での自動車ローンの残高の分かる金融機関作成の書面
- 別居日時点でのその他の借金の残高の分かる金融機関作成の書面